宇城市　令和 8 年 10 月 11 日

自費解体・撤去の費用償還申請に必要な書類

令和 8 年熊本地震で被災した住家を、自己負担で解体・撤去した方へ

申請前に必ずご確認ください

自費解体・撤去の費用償還は、所有者等が自己負担で解体・撤去を行った後、市へ申請し、審査を受ける制度です。支払額の全額が償還されるとは限りません。償還額は、償還対象と認められた費用と市の基準により積算した金額を比較し、いずれか少ない額となります。

償還の主な対象

- 令和 8 年 7 月 28 日以後に、所有者等と解体業者等が契約した解体・撤去
- 罹災証明書または被災証明書で、原則として「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」と認定された損壊家屋等
- 損壊家屋等の全部を解体し、廃材等の撤去・運搬・処分まで行ったもの
- 損壊家屋等と一体的に撤去した工作物、がれき等や、被災民有地に流入・漂着した災害廃棄物等のうち、市が必要と認めるもの

対象外となる例

建物を改修するための部分的な解体や、損壊家屋等の一部だけを解体・撤去した場合は、費用償還の対象になりません。

すべての申請者に必要な書類

確認	提出書類	提出方法	確認ポイント
□	**自費解体・撤去に伴う償還申請書【様式第 1 号】**	原本提出	必要事項を記入し、同意事項を確認したうえで申請者が自署してください。
□	**罹災証明書または被災証明書**	原本提示	解体・撤去した損壊家屋等の被害認定が確認できるもの。
□	**申請者の本人確認書類**	原本提示	運転免許証、旅券、マイナンバーカードなど、申請者本人を確認できるもの。
□	**損壊家屋等の配置図**	原本提出	敷地内の建物等を示し、自費解体・撤去の対象物の位置が特定できるもの。
□	**損壊家屋等の状況写真**	原本提出または提示	対象物の全景など対象物を特定できる写真と、施工前・施工中・施工後の作業過程が分かる写真。
□	**自費解体・撤去に係る契約書（内訳書）**	原本提出または提示	所有者等と解体業者等が締結した契約書。 令和 8 年 7 月 28 日以後に締結された契約が対象です。
□	**領収書その他の支払いを証明する書類**	原本提出または提示	自費解体・撤去に要した費用を支払ったことが確認できるもの。
□	**産業廃棄物管理票（マニフェスト）D 票又は E 票**	コピー提示	自費解体・撤去に係る産業廃棄物管理票。
□	**建物の実面積が分かる資料**	原本提示	測量図及びその寸法が確認できる写真など。 ※固定資産税情報と実面積が異なる場合に必要です。

問合せ先：公費解体受付専用ダイヤル（0964-27-7533）

該当する方だけに必要な追加書類（提出）

該当する場合	必要な書類
代理人が申請する場合	委任状【様式第 2 号】と、委任者の印鑑登録証明書（発行後 6 か月以内）。全壊により実印を取り出せないなど、やむを得ない理由がある場合は、印鑑登録証明書に代えて、委任者の運転免許証、旅券、マイナンバーカードその他の本人確認書類を提出できます。
法人格を持つ中小企業者等が申請する場合	商業・法人等の全部事項証明書（発行後 6 か月以内）。
市が確認のため必要と判断した場合	所有・相続・権利関係、工事内容、支払い、廃棄物処理などを確認する追加書類。

提出書類を準備するときのポイント

- 配置図と写真には番号を付け、どの方向から撮影した写真か分かるようにしてください。
- 写真は、対象物の全景に加え、施工前・施工中・施工後の作業過程が分かるように整理してください。
- 見積書、契約書、領収書、マニフェストは、自費解体・撤去の対象物、契約者、解体業者等、工事内容および金額の関係が確認できるようにしてください。
- 損壊工作物、がれき等は、損壊建築物の地上部分と一体的に解体・撤去したもののうち、市が対象と認めるものに限られます。

書類の作成日・発行日

提出書類は、特段の事情がある場合を除き、原則として令和 8 年 7 月 28 日以後に作成された原本を提出または提示してください。市が公簿等で確認できる場合は、書類の一部を省略できることがあります。

申請後の流れ

1	**申請・書類確認**	償還申請書と必要書類を提出します。不備がある場合は補正をお願いすることがあります。
2	**審査・必要に応じて現地調査**	市は、申請内容の審査に必要があるときは、現地調査その他必要な調査を行います。審査の結果、償還の全部または一部が対象外となる場合があります。
3	**交付決定・金額確定の通知**	償還の可否と償還金額を通知します。解体業者等への支払額を下回る場合があります。併せて償還金交付請求書兼口座振込依頼書を送付します。
4	**償還金の請求**	交付決定および償還金額の確定通知を受けた後、自費解体・撤去に係る償還金交付請求書兼口座振込依頼書と、市が必要と認める書類を速やかに提出します。

受付期間・相談先

申請受付期限：令和 9 年 3 月 31 日(水)

申請の受付期間は別にお知らせします。必要書類の準備が難しい場合や、提出書類の内容が分からない場合は、来庁前に専用ダイヤルへご相談ください。

公費解体受付専用ダイヤル　0964-27-7533

ご注意　申請内容や審査結果により、追加書類の提出をお願いする場合があります。虚偽の申請や不正な手段により償還を受けた場合は、決定の取消しや償還金の返還を求めることがあります。